

「協同労働の協同組合」原則

2105 年 6 月 26～27 日 労協連第 36 回定期全国総会

宣 言

私たちは、発見した。
雇われるのではなく、主体者として、
協同・連帯して働く
「協同労働」という世界。
一人ひとりが主人公となる事業体をつくり、
生活と地域の必要・困難を、働くことにつなげ、
みんなで出資し、民主的に経営し、責任を分かち合う。
そんな新しい働き方だ。

私たちは、知った。
話し合いを深めれば深めるほど、
切実に求められる仕事をおこせばおこすほど、
労働が自由で創造的な活動になればなるほど、
人間は人間らしく成長・発達できる、ということ。

私たちは、直面している。
人間、労働、地域、自然の限りなき破壊に。
だからこそ、つくり出したい。
貧困と差別、社会的排除を生まない社会を。
だれもがこころよく働くことができる完全就労社会を。
あたたかな心を通い合わせられる、
平和で豊かな、夢と希望の持てる新しい福祉社会を。

私たちは、宣言する。
「失業・貧乏・戦争をなくす」という先人たちの誓いと、
「相互扶助」「自治と連帯」「公平と公正」という
国際的な協同組合運動の精神を引き継ぎ、
協同労働を基礎にした社会連帯の運動を大きく広げ、
市民自身が地域の主体者・当事者となる、
自立と協同の新しい時代を
いま、ここに、共に、切り拓くことを。

原 則

協同労働の協同組合は、共に生き、共に働く社会をめざして、市民が協同・連帯して、人と地域に必要な仕事をおこし、よい仕事をし、地域社会の主体者になる働き方をめざします。

尊厳あるいのち、人間らしい仕事とくらしを最高の価値とします。

1 仕事をおこし、よい仕事を発展させます

- (1) 生活と地域の必要と困難、課題を見出し、人と地域に役立つ仕事をおこします。
- (2) 働く人の成長と人びとの豊かな関係性を育む、よい仕事を進めます。
- (3) 仕事と仲間を増やし、働く人の生活の豊かさと幸せの実現をめざします。

2 自立・協同・連帯の文化を職場と地域に広げます

- (1) 一人ひとりの主体性を大切に育てる職場と地域をつくれます。
- (2) 建設的な精神で話し合い、学び合い、連帯感を高めながら、みんなが持てる力を発揮します。
- (3) お互いを尊重し、一人ひとりの生活と人生を受け止め合える関係をつくれます。
- (4) 人と地域を思いやる「自立・協同・愛」の文化を職場と地域に広げます。

3 職場と地域の自治力を高め、社会連帯経営を発展させます

- (1) 全組合員経営を進めます。
 - ①働く人は、基本的に全員が出資し、組合員となり、出資口数にかかわらず「一人一票」で経営に参加します。
 - ②組合員は、「話し合い」と「情報の共有」を大切にし、事業計画を定め、事業経営を発展させます。
 - ③組合員は、役員やリーダーを基本的に組合員の中から選び、お互いに協力し合います。
- (2) 社会連帯経営を発展させます。
 - ①組合員と利用者・地域の人びとが、地域づくりの主体者としての連帯性を強め、仕事をおこします。
 - ②地域全体を視野に入れ、全ての世代を結んで地域づくりのネットワークを広げます。
 - ③当事者・市民主体の豊かな公共をめざし、自治体・行政との協同の関係を築きます。

4 持続可能な経営を発展させます

- (1) 事業の継続性を高め、新たな仕事をおこすために、赤字を出さず、利益を生み出します。
- (2) 経営の指標と目標をみんなで定め、守ります。
- (3) 事業高の一定の割合を、事業と運動の発展のための積立金として積み立てます。
- (4) 期末の剰余を次の順序で配分します。
 - ①「仕事おこし」「学習研修」「福祉共済」の基金
 - ②労働に応じた分配
 - ③出資に対する分配（制限された割合以下で）
- (5) 積立金と基金は、組合員には分配しない協同の財産（不分割積立金）とし、世代を超えて協同労働と仕事おこしを発展させるために使います。

5 人と自然が共生する豊かな地域経済をつくり出します

- (1) 地域の資源を生かし、いのちの基礎となる食・エネルギー・ケアが自給・循環する社会を地域住民と共に創造します。
- (2) だれもが安心して集え、役割の持てる居場所を地域につくり出し、総合福祉拠点へと発展させます。

6 全国連帯を強め、「協同と連帯」のネットワークを広げます

- (1) 協同労働の協同組合の全国連帯を強め、運動・事業の経験を交流し、学び合います。
- (2) 各種協同組合との間に「まちづくり・仕事おこし」の提携・協同を強めます。
- (3) 市民組織や事業体、労働団体、大学・研究所、専門家等と連携を強め、いのち・平和と暮らし、人間らしい労働、基本的人権、民主主義を守り、発展させます。
- (4) 労働と福祉を中心とする制度・政策をよりよいものにしていきます。

7 世界の人びととの連帯を強め、「共生と協同」の社会をめざします

- (1) ICA（国際協同組合同盟）への結集をはじめとして、国際的な協同組合運動に参加し、発展させます。
- (2) 協同労働の協同組合とその運動を、東アジアを焦点に世界的に発展させます。
- (3) 戦争や環境破壊をはじめとする人類の危機を直視し、「資本のグローバル化」による大量失業と人間の排除に対して、「民衆のグローバルな友好・連帯」を強めます。

資料 1) 原則改訂の歴史



資料 2) 協同組合の定義・価値・原則～「協同組合のアイデンティティに関する ICA 声明」

定 義

協同組合は、人びとの自治的な組織であり、自発的に手を結んだ人びとが、共同で所有し民主的に管理する事業体をつうじて、共通の経済的、社会的、文化的ニーズと願いをかなえることを目的とする。

価 値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値を基礎とする。協同組合の創設者たちの伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、他人への配慮という倫理的価値を信条とする。

原 則 協同組合原則は、協同組合がその価値を実践するための指針である。

第 1 原則 自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織であり、性による差別、社会的、人種的、政治的、宗教的な差別を行わない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意思のあるすべての人びとに開かれている。

第 2 原則 組合員による民主的管理

協同組合は、組合員が管理する民主的な組織であり、組合員は、その政策立案と意思決定に積極的に参加する。選出された役員として活動する男女は、すべての組合員に対して責任を負う。単位協同組合の段階では、組合員は平等の議決権（1 人 1 票）をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

第 3 原則 組合員の経済的参加

組合員は、協同組合に公正に出資し、その資本を民主的に管理する。少なくともその資本の一部は、通常、協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員になる条件として払い込まれた出資金に対して、利子がある場合でも、通常、制限された利率で受け取る。組合員は、剰余金を次のいずれか、またはすべての目的のために配分する。

準備金を積み立てて、協同組合の発展に資するためーその準備金の少なくとも一部は分割不能なものとするー

協同組合の利用高に応じて組合員に還元するため

組合員の承認により他の活動を支援するため

第 4 原則 自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決め行う場合、または外部から資本を調達する場合には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自治を保持する条件のもとで行う。

第 5 原則 教育、研修および広報

協同組合は、組合員、選出された役員、マネージャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育と研修を実施する。協同組合は、一般の人びと、特に若い人びとやオピニオンリーダーに、協同することの本質と利点を知らせる。

第 6 原則 協同組合間の協同

協同組合は、地域的、全国的、（国を超えた）広域的、国際的な組織をつうじて協同することにより、組合員にもっとも効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

第 7 原則 地域社会（コミュニティ）への関与

協同組合は、組合員が承認する政策にしたがって、地域社会の持続可能な発展のために活動する。

日本協同組合学会誌